

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定に準じて、伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表します。

平成 30 年 11 月 12 日

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合
管理者 伊豆の国市長 小野 登志子

伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設
整備・運営事業

特定事業の選定

平成30年11月12日

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合

Ⅰ 事業内容に関する事項

1 事業名

伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業

2 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名 称 (仮称) 伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設
種 類 一般廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合 管理者 伊豆の国市長 小野 登志子

4 事業目的

伊豆市及び伊豆の国市（以下、総称して「二市」という。）の市民の生活及び事業活動によって排出される一般廃棄物のうち可燃ごみについては、伊豆市では、伊豆市清掃センター及び土肥戸田衛生センターの2か所で、伊豆の国市では、長岡清掃センター及び葦山ごみ焼却場の2か所で処理を行っている。しかし、現在稼働中の既存4施設は、稼働から25年以上が経過し、老朽化が著しく、二市のごみの適正な処理を継続して行くためには、新たな施設を整備することが必要となっている。そのため、二市は、既存4施設を集約して、循環型社会形成の推進を図るための新たなごみ処理施設を共同で建設し、運営するために平成27年4月に伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合（以下「組合」という。）を設立した。

本事業は、新たな施設の整備・運営にあたって組合が策定した4つの基本方針のもとで新ごみ処理施設（以下「本件施設」という。）を整備し、運営・維持管理することにより、処理対象物の適正処理、生活環境の保全、有害物質のさらなる削減を図るとともに、循環型社会形成の推進を図ることを目的とする。

組合は、次の4つの基本方針を掲げて、本事業を推進している。

【新ごみ処理施設整備・運営事業における基本方針】

1) 長期的に安心、安全で安定稼働する施設

将来にわたって、ごみを安全かつ安定的に処理する能力、機能を確保し、また、災害に強く、災害時に発生したごみにも適切に対応できる施設とする。

2) 環境保全に限りなく配慮する施設

地球環境及び周辺環境の保全に限りなく配慮し、万全の対策を期するものとする。また、地球温暖化防止対策やエネルギーの有効利用の観点から、ごみ処理に伴う余熱を最大限回収し、効率よく活用する。

3) 住民に開かれ、地域に貢献する施設

単なる「ごみ処理施設」ではなく、循環型社会や低炭素社会に関する知識や情報を得ることができるなど、伊豆市及び伊豆の国市が講じる3Rの推進施策に寄与するための環境教育や環境活動の拠点とする。

富士山、狩野川、田園、山、温泉、観光施設などの周辺の景観と調和し、地域のシンボルとなる施設とする。

東海地震等の地震やその他自然災害等の有事の際には、避難所や地域防災拠点として活用する。

新ごみ処理施設から発生する熱の地域還元方法等を検討し、地域に貢献する施設とする。

4) 経済性に優れた施設

建設費に運営・維持管理費を合わせた施設のライフサイクルコストの低減を図るものとする。また、地域住民の雇用創出や地域資源の活用など、地域経済に寄与する施設とする。なお、工事の発注に当たっては公共工事入札適正化法及び公共工事品質確保法を遵守し、品質と価格で優れた工事が施工されるよう努めるものとする。

5 本件施設の概要

項目	概要
事業実施場所	伊豆市佐野字川久保地内
事業実施区域	本件施設対象区域
民間事業者の 業務及び期間	設計・建設業務：事業契約締結日の翌日から平成34年9月まで 運営・維持管理業務：平成34年10月から平成54年9月まで
主要な施設	ア 配置施設 ・プラント施設、管理施設、計量施設、洗車施設等（合棟とすることも可とする。ただし、管理施設についてはプラント施設と合棟とすることを基本とする。） イ 附帯施設若しくは附帯設備 ・構内道路、駐車場、進入路、門扉、囲障、植栽等その他関連する施設や設備等
処理方式	全連続運転焼却式（ストーカ）
処理対象物	可燃ごみ 可燃粗大ごみ 資源化施設からの可燃残渣 剪定枝 農作物残渣 し尿処理汚泥 その他プラスチック
供用開始	平成34年10月
施設規模	82 t /24 h（41 t /24 h ×2 炉）
エネルギー 回収率	循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金」という。）におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設の交付要綱に従い15.5%以上とする。

6 事業方式

本事業における施設の整備及び運営はDBO（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式により実施する。

民間事業者は、建設事業者として本件施設の設計・建設業務を行い、さらに運営事業者として20年間にわたって、本件施設の運営・維持管理業務を実施するものとする。

7 契約の形態

組合と落札者は、基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。

組合は、落札者及び運営事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約をそれぞれ締結する。

8 事業期間

事業期間は次のとおりである。

(1) 設計・建設業務期間

事業契約締結日の翌日から平成 34 年 9 月まで

(2) 運営・維持管理業務期間

平成 34 年 10 月から平成 54 年 9 月まで

9 関係法令等の遵守

組合及び民間事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

10 事業期間終了後の措置

組合は、本件施設を供用開始後約 30 年間にわたって使用する予定であり、民間事業者は、約 30 年間の使用を前提として設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うこととする。また、民間事業者は、事業期間終了時に本件施設を組合の定める明け渡し時における本件施設の要求水準を満足する状態に保って、組合に引継ぐものとする。本件施設の事業期間終了後の措置について、運営開始後 16 年目（平成 49 年度）の時点において、組合及び運営事業者は協議を開始するものとする。

11 事業の対象となる業務範囲

民間事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「要求水準書（案）」に示すとおりとする。

(1) 民間事業者が行う業務

ア 本件施設の設計・建設に関する業務

(ア) 本件施設の設計に関する業務

- ① 本件施設の設計
- ② 組合が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- ③ 組合の循環型社会形成推進交付金等申請支援
- ④ 組合が行うその他許認可申請支援

(イ) 本件施設の建設に関する業務

- ① 本件施設の建設
- ② 建設工事に係る許認可申請等

イ 本件施設の運営・維持管理に関する業務

- ① 運転管理業務

- ② 維持管理業務
- ③ 測定管理業務
- ④ 防災等管理業務
- ⑤ 関連業務
- ⑥ 情報管理業務

(2) 組合が行う業務

- ア 本件施設の設計・建設に関する業務
 - ① 用地の確保
 - ② 本件施設の交付金申請手続
 - ③ 本件施設の設計・建設モニタリング
 - ④ その他これらを実施する上で必要な業務
- イ 本件施設の運営・維持管理に関する業務
 - ① 運営モニタリング
 - ② 本件施設の処理対象物の搬入
 - ③ その他これらを実施する上で必要な業務

1 2 本事業に関する提示条件

(1) 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は次のとおりとし、詳細は入札説明書等において示す。

ア 本件施設の設計・建設業務に係る対価

組合は、本件施設の設計・建設業務の対価として、設計・建設業務費を建設事業者に支払う。

イ 本件施設の運営・維持管理業務に係る対価

組合は、本件施設の運営・維持管理業務の対価として、運営業務委託費を運営事業者に支払う。

(2) 余熱利用計画

運営事業者は、焼却による熱エネルギーを利用した発電を行い、本件施設内で利用し、余剰電力を電力事業者へ売却する。また、運営事業者は、エネルギー回収率 15.5%を達成するとともに、事業期間を通じた売電電力量ができる限り多くなるように努める。

(3) 売電収入の帰属先

電力事業者への余剰電力の売却収入は組合に帰属するものとするが、運営事業者は当該売電収入の向上を十分考慮し、運営・維持管理業務を行う。

(4) 組合が適用を予定している交付金について

組合は、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続は組合において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について組合を支援するものとする。

(5) 保険

民間事業者が加入する保険についての詳細は、入札説明書添付資料-5「民間事業者が付保する保険について」に定める。なお、民間事業者の提案に基づき必要に応じて提示した条件以上の補償内容とすること。また、提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

なお、組合は、社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済及び全国市長会市民総合賠償補償保険（契約類型3型賠償責任保険D型）を付保する予定である。

1.3 事業スケジュール（予定）

ア	入札公告	平成30年11月
イ	事業提案書の受付	平成31年4月
ウ	落札者の決定	平成31年6月
エ	基本協定の締結	平成31年7月
オ	仮契約の締結	平成31年8月
カ	契約議案の議会承認（事業契約の締結）	平成31年9月
キ	本件施設の設計・建設	平成31年10月～平成34年9月
ク	本件施設の運営・維持管理	平成34年10月～平成54年9月

II 特定事業の選定及び公表に関する事項

1 特定事業の選定の基本的な考え方

本事業をDBO方式で実施することにより、事業期間を通じた組合の財政負担の縮減を期待できる場合又は組合の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。具体的には以下について評価を行う。

- ア 組合の財政負担見込額による定量的評価
- イ DBO方式として実施することの定性的評価
- ウ 民間事業者に移転するリスクの評価
- エ 上記による総合的評価

なお、組合の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

2 組合の財政負担見込額による定量的評価

(1) 組合の財政負担額算定の前提条件

本事業を組合自らが実施する場合及びDBO方式として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、組合が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

ア 事業費などの算出方法

項目	組合が自ら実施する場合	DBO方式で実施する場合	算出根拠
①設計・建設業務にかかる費用の算出方法	設計・建設業務費	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・組合が自ら実施する場合の費用は、プラントメーカーの見積等をもとに設定。 ・DBO方式で実施する場合の設計・建設業務費は、組合が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定。
②運営・維持管理業務にかかる費用の算出方法	運営・維持管理業務費 ・運転経費（光熱水費、燃料費、薬剤費、消耗品費等） ・人件費 ・維持管理費（保守管理費、修繕更新費等） ・その他経費（測定試験費等）	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・組合が自ら実施する場合の運営・維持管理業務費は、プラントメーカーの見積等をもとに設定。 ・DBO方式で実施する場合の運営・維持管理業務費は、組合が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定。
③設計・建設業務の資金調達の設定方法	・交付金	同左	・交付金交付要綱に従って設定
	・起債	同左	・設計・建設業務費から交付金を除き所定の充当率により設定
	・一般財源	同左	・設計・建設業務費から交付金及び起債を除き設定
④支援業務費	・設計・施工監理業務費	・設計・施工監理業務費 ・運営モニタリング業務費	・コンサルタント見積により設定。
⑤売電収入	・売電収入	同左	・組合が自ら実施する場合の収入は、プラントメーカーの見積等をもとに設定。DBO方式で実施する場合の収入は組合が自ら実施する場合の収入と同額と設定。
⑥その他の費用	—	・保険料 ・配当利益 ・法人税等	・DBO方式で実施する場合には、保険料、配当利益及び法人税等を設定

イ VFM検討の前提条件

項目	値	算出根拠
①割引率	4.0%	公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（共通編）,平成21年6月,国土交通省
②物価上昇率	0.0%	物価変動は考慮せず
③リスク調整値	—	公表に際しての十分なデータが収集できないことから、リスク移転については定性的効果として認識

※VFM：Value for Money の略。支払（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を供給する考え方のこと。ここでは、組合が自ら実施する場合とDBO方式により実施する場合の財政負担額の差額を意味している。

(2) 財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づいて、組合自らが実施する場合及びDBO方式で実施する場合の財政負担を現在価値換算のうえ比較すると、7.13%の財政負担額軽減が見込まれる結果となった。

項目	値	備考
①公設公営方式で実施する場合 (現在価値ベース)	8,560,145千円	・交付金・売電収入・普通交付税を 控除済み
②DBO方式で実施する場合 (現在価値ベース)	7,950,116千円	・交付金・売電収入・市民税・普通 交付税を控除済み
③VFM (金額)	610,029千円	・①－②
④VFM (割合)	7.13%	・③÷①

3 DBO方式として実施することの定性的評価

本事業をDBO方式により実施する場合、組合の財政負担額削減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

(1) 設計・建設及び運営・維持管理の効率化

本件施設の設計、建設、維持管理及び運営業務を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者独自の創意工夫やノウハウ（専門的知識や技術的能力等）が十分に発揮され、より効率的かつ機能的な設計・建設及び運営・維持管理が実施されると期待できる。

(2) 長期的な視点に基づく運営・維持管理内容の向上

長期的かつ包括的な委託を行うことにより、運営・維持管理期間を通じた適時の補修等の実施、中長期的な視点での業務改善の実施、セルフモニタリングの実施等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による運営・維持管理内容の向上が期待できる。

(3) 財政支出の平準化

本事業に必要な費用については、20年間にわたる運営・維持管理業務期間を通じたサービス対価として支払うため、財政支出について一定範囲の平準化が図られるとともに、将来の負担額を見通すことが可能になる。

(4) リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階であらかじめ事業全体を見通したリスク分担を明確にすることにより、問題

発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により過度な費用負担を抑制することが可能となる。

4 民間事業者に移転するリスクの評価

DBO方式により実施する場合は、組合自らが実施する場合に組合が負担するリスクの一部を民間事業者に移転して実施するため、組合は、これらのリスクの顕在時に突発的な支出発生を回避できる。

また、これらの移転リスクは、民間事業者が、組合よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としており、民間事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できる。

5 総合評価

本事業は、DBO方式として実施することにより、組合が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた組合の財政負担額について、7.13%の縮減を期待することができる。とともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク分担も期待することができる。

以上により、本事業をDBO方式として実施することが適当であると認められる。したがって、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定に準じて特定事業として選定する。